

税金



市税などのコンビニ収納の開始

4月から、羽村市の市税などをコンビニエンスストアで支払うことができますようにになりました。

支払いただける市税など

市民税・都民税／固定資産税・都市計画税／軽自動車税／国民健康保険税／介護保険料／後期高齢者医療保険料／保育料／学童クラブ育成料

※上・下水道料金については、すでにコンビニ収納を行っています。

取扱コンビニエンスストア

セブンイレブン、ローソン、サンクス、エブリワン、ココストア、サークルK、スリーエフ、セイコーマート、タイムリー、スパ、ヤマザキデイリーストア、ハート・イン、ファミリーマート、ミニストップ、am/pm、くらしハウス、コミュニティストア、スリーエイト、生活彩家、セブンオン、デイリーヤマザキ、ポプラ、R I C マート、k i o x 設置店

※市内・外を問わず、いずれの店舗でも支払うことができます。

注意

○納付書兼納入済通知書にバーコードがないもの（金額が30万円を超える

ものや平成21年3月以前に発行したのもの）は、コンビニエンスストアでの支払いはできません。

○コンビニエンスストアでは、納税の相談や延滞金の取扱いはできません。支払の際は、期別を確認し、領収書は大切に保管してください。

問合せ 会計課会計係

※市税などの内容については、各担当課へお問い合わせください。

平成21年固定資産（土地・家屋）の評価替え

固定資産税は、毎年1月1日現在に土地や家屋、償却資産を所有している方が市町村へ納める税金です。

固定資産税は、固定資産の価格「適正な時価」を課税標準として課税するものです。このため、土地と家屋については原則として3年に一度評価額を見直す制度がとられています。

平成21年はこの見直しの年にあたり、土地や家屋の固定資産評価額の見直しを行いました。

■固定資産課税明細書の送付

平成21年度の固定資産課税明細書（土地・家屋）を4月初旬に送付します。※納税通知書は5月初旬に送付する予定です。

問合せ 課税課資産税係

一時・休日・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業

■一時保育

保護者の育児疲れの解消・短時間労働・急病・冠婚葬祭・裁判員候補者または裁判員として裁判に参加する場合など、緊急または一時的に保育が必要な児童を預かります。

保育施設 太陽の子保育園 ☎ 555-5780、羽村たつの子保育園 ☎ 555-3791、富士みのり保育園 ☎ 554-7773（順不同）

※保育園以外に市内の認証保育所、認定こども園でも一時保育を行っています。

■休日保育

保育園に通園中の児童などが年末年始を除く日曜日、祝日に、保護者が就労のために保育が必要な場合に、児童を預かります。

保育施設 太陽の子保育園 ☎ 555-5780

■病後児保育

保育園に通園中の児童などが病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、一時的にその児童を預かります。

保育施設 羽村たつの子保育園 ☎ 555-3791

▶保育時間 いずれも平日午前8時30分～午後5時

▶対象 市内在住の未就学児

▶保育料 児童の年齢および保育時間に応じて一定額がかかります。食事が必要な場合は、別途食事代がかかります。

■ファミリー・サポート・センター事業

サポート依頼会員・サポート提供会員で構成する会員組織で、会員同士が育児のサポートを行います。

保護者の通院・裁判員候補者または裁判員としての裁判への参加・買い物・社会活動参加・就職活動などで一時的に保育が必要な場合や、早朝出勤・残業などで、保育施設・学童クラブ・学校などへの送迎が必要な場合に利用することができます。

※サポートの依頼・提供を希望する方は、事前に会員登録が必要です。

対象 市内在住の6か月～小学校3年生の児童

保育料 月～土曜日午前9時～午後5時…1時間700円、それ以外の時間、日曜日・祝日…1時間850円

問合せ 一時・休日・病後児保育…保育課保育係、ファミリー・サポート・センター事業…羽村市ファミリー・サポート・センター（羽村市社会福祉協議会内） ☎ 554-0304

暮らし



監査委員の選任

任期満了に伴い、川邊慶之助さんが議会の同意を得て、監査委員として市長から選任されました。川邊さんは今回で5期目となります。
川邊慶之助さん（緑ヶ丘在住）



任期 4月1日～平成25年3月31日
問合せ 監査委員事務局

緊急雇用対策 職業相談

（ハローワーク青梅との共同事業）

日時 毎月第1・3水曜日午後1時30分～4時30分（祝日を除く）

会場 産業福祉センター相談室

対象 非正規労働者（派遣労働者・期間工）などで再就職を希望する方

内容

- ハローワークインターネットサービスの求人情報を活用した就職先の紹介
- 最新の求人情報や羽村市・福生市に限定した求人情報の公開

電話番号 579-0156（開設日のみ）

※各月の日程は、毎月広報はむら1日号の相談日のページに掲載します。

問合せ 産業活性化推進室商工業振興係

定額給付金・子育て応援特別手当

対象の方には、給付申請に必要な書類を簡易書留郵便により送付しています。

不在の場合は、不在通知が投函され、郵便局で保管されますが、4月7日（火）からは市で保管します。入院や仕事などで不在のため、書類を受け取ることができなかった方は、羽村市定額給付金担当へ問い合わせてください。

※振り込め詐欺には、十分注意してください。不審な電話などがあった場合は、福生警察署（☎551-0110）

または市役所へ連絡してください。

※提出された個人情報については、市の規定により厳重に保管し、最終的には溶解処理により廃棄します。

住民基本台帳に記録のない方
何らかの理由で、どの市区町村の住民基本台帳にも記録のない方は、2月1日現在、実際に住んでいた市区町村へ記録することができません。異動届の手続きが必要です。詳しくは、市民課受付係へ問い合わせてください。

外国人登録者で通知が届いていない方

入国管理局に在留期間更新などの申請がされていれば給付対象となる場合があります。市民課戸籍係へ問い合わせてください。

※制度の内容について詳しくは、広報はむら3月15日号または市ホームページをご覧ください。

問合せ 羽村市定額給付金担当 ☎554-8311

平成21年度コミュニティセンター
休館日
館内清掃、設備点検を行うため、次の日程で休館します。

期日

○終日休館 4月20日、5月18日、6月15日、7月13日、8月17日、9月14日、10月19日、11月16日、12月21日、平成22年1月18日、2月15日、3月15日（いずれも月曜日）

○午前のみ休館 6月8日（月）、12月14日（月）、平成22年1月5日（火）、3月8日（月）

※休館日は変更となる場合があります。

※11月14日（土）～18日（水）はポイラー点検のため、入浴サービスはお休みです。

※12月29日（火）～平成22年1月3日（日）は、年末年始のため休館します。

問合せ コミュニティセンター ☎554-8584

動物公園 イベント情報

親子ナイトツアー

昨年の夏に行った「親子ナイトツアー」を、今年は春に行きます。

夜の動物公園を探検し、動物の様子を観察しませんか。

日時 4月4日（土）午後5時30分～7時30分

定員 45人（申込多数の場合は抽選）

参加費 4歳～中学生以下 300円、大人 500円

※別途入園料がかかります。

持ち物 懐中電灯

申込み 4月3日（金）までに、電話または直接動物公園へ

※荒天や動物の体調により、中止や変更となる場合があります。

問合せ 動物公園 ☎579-4041

**平成21年度コミュニティセンター
照明音響講習会**

コミュニティセンター3階ホールを使用する場合は、照明音響講習会の受講が必要です。利用予定のある方は、利用前に必ず受講してください。

日時 4月10日、6月12日、8月14日、10月9日、12月11日、平成22年2月12日（いずれも金曜日）午後7時～

（1時間程度）

※申込みは必要ありません。直接コミュニティセンター受付へお越しください。

問合せ コミュニティセンター ☎ 554-8584



子育てボランティア募集

地域の子育てを応援するために、子どもの好きな方、子育て経験のある方、皆さんで子育てボランティア活動をしてみませんか。性別を問わず、ぜひ応募してください。

登録資格 市内在住・在勤または羽村市に隣接する自治体に在住の方で、

子育て支援に理解と意欲のある方

※ボランティア活動は無償で行って

いただきます。

○毎月1回各児童館で行っている「おしゃべり場」の運営サポート

○子育てに関する講演会や保護者対象の講座などの運営や託児のサポート

○そのほか、市が行う子育て支援事業のサポート

申込み 子育てボランティア登録申請書に記入し、印鑑、写真1枚（脱帽、スナップ写真可）を持って、子ども家庭支援センター（市役所2階子育て支援課）へ（随時受付）

※申請時に運転免許証・保険証・学生証などの本人確認のできるものを持参してください。

※申請書は、子ども家庭支援センターで配付しています。

※申請した方は、研修会に参加後、子育てボランティアとして登録します。

問合せ 子ども家庭支援センター ☎ 578-2882



文化・教育

図書館 研究者寄贈コーナー

市内在住の小峰 寛さんから近代詩研究関係資料約350冊を寄贈していただきました。これらの貴重な資料を

整備し、「研究者寄贈コーナー」へ配架しました。

図書館では、郷土地域および近代思想研究をしていた市内出身の方から多量の蔵書をいただいたことを機に、より多くの方に利用していただくため、平成16年に研究者寄贈コーナーを設置しました。

そのほか、宮沢賢治の研究書もあります。ぜひ、利用してください。

問合せ 図書館 ☎ 554-2280

**図書館 貸出カード有効期限
更新手続き中**

貸出カードの更新手続きを行っています。4月1日現在、2年以上利用していない方は、個人データを消去する必要があります。再度利用する場合は、新規の登録が必要です。運転免許証や保険証などの住所が確認できるものを持参し、図書館へお越しください。

※貸出カードのある方は、持参してください。

問合せ 図書館 ☎ 554-2280

青少年育成活動保険

市では、青少年育成活動への援助の一つとして、次の保険をセットで設けています。保険料は市が負担します。

加入を希望する団体は、申し込んでください。

※年度途中の加入はできません。注意してください。

対象団体

市内の青少年育成団体および青少年育成を目的とした社会教育関係団体

青少年育成団体代表者賠償責任保険制度

青少年育成活動中の事故により、団体の代表者が法律上の賠償責任を負わされた場合に救済します。

補償限度額

○対人賠償 1人1億円

○対人・対物賠償共通 1事故5億円

青少年育成団体指導者傷害保険制度

青少年育成活動中の事故で、指導者および育成者（無報酬）が自ら負傷した場合に救済します。

補償金額

○死亡 3000万円

○後遺障害 3000万円まで

○入院1日につき 4500円

○通院1日につき 3000円

申請先・問合せ 4月1日(水)～13日(月)午後5時に、直接児童青少年課青少年係へ

※土・日曜日も受け付けます（正午～午後1時を除く）。